

循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について

1. 歴史文化遺産保護の現状と課題

阪神・淡路大震災により、多くの人命・財産が失われたが、その中には貴重な歴史文化遺産も多く含まれ、早急な復旧が望まれた。震災直後に日本建築学会近畿支部歴史意匠系四部会が歴史的建造物約1,200棟を調査した結果、そのうちの約75%が被害を受けていた。このため、兵庫県文化財保護審議会は、文化財保護の立場から危機的事態であると認識し、指定文化財以外の「歴史文化的建造物」についても復旧支援が必要との緊急提言を行い、これを踏まえ「阪神・淡路大震災復興基金」は「歴史的建造物等修理費助成事業」を行った。

この事業は地域の歴史を知る上で重要な歴史的建造物に対する助成と、コミュニティのシンボル等や住民等から保存要望のある文化的建造物に対する助成で、助成内容は補助率1/2、助成金額の上限が500万円と多額とは言えないものであったが、助成を利用した復旧が284件を数えた。地域に所在する、身近な歴史文化遺産の保全に大きな効果があったと判断して良い。

また、震災の経験から、身近な歴史文化遺産を守っていくには、「文化財指定制度」による保護では難しいことが判明した。これまで、明治30年以来100年かけて、2,177件(平成11年10月現在)の国宝・重要文化財建造物を指定し、地方公共団体指定件数を加えると約1万件のものを保護してきた。しかし、「各時代又は類型の典型」となるものを指定の対象とする指定制度では、歴史文化遺産の類型が多数所在する地域の特性を総体として保護しえないことが明白となった。そのため、兵庫県教育委員会を始め、各専門家及び関係機関の提言に基づき、国は、平成8年に文化財保護法を改正し、これまでの指定制度を補完するものとして、身近な地域の歴史文化遺産の保護を目的とした「文化財登録制度」を創設した。なお、この制度の特徴は、指定制度に見られる高率補助に代わって設計監理費補助及び低利融資を主体とした所有者の自立的な維持を基本にしたところにある。

文化財登録制度の導入から4年を経て、国全体で登録文化財は既に約2,000件を数え、兵庫県内でも70件が登録されているなど、歴史文化的建造物の保存・活用への関心はかつてないほどの高まりを見せている。しかし、県下の登録状況を見ると、登録文化財の所在が一部地域に偏在しているなど社会全体のコンセンサスを得て制度が普及しているとは言い難い。これらの理由として、歴史文化遺産の存在・価値に対する認識不足や具体的活用方策の欠如がある。さらに、震災後の歴史文化遺産の復旧過程で明らかになったように、歴史文化遺産の修復専門技術者の不足があげられる。

文化財登録制度の導入を積極的に提唱した兵庫県教育委員会としては、この制度の有効な運用方策を提言する責務もある。

2. 欧米諸国における歴史文化遺産保護の状況

欧米諸国の文化財保護体制を概観すると、イギリスでは約45万件を保護の対象とし、ドイツでは各州が独立して登録する体制で、総数は約90万件、比較的制度導入が遅れたアメリカ合衆国でも、国・州・市町村の件数を集計すると約70万件を登録するなど、日本の指定件数と比較して、保護対象件数の違いが顕著であることに気づく。

このように多くの歴史文化遺産を保護の対象とした場合、復原保存では活用の用途が限られるため、積極的な歴史文化遺産の利活用を図っている。例えば、ドイツ・ベルリン州の文化財保護法では、歴史文化的建造物の長期の保存が保証できるように活用しなければならないと規定されている。実際に、いわゆる邸宅などの高級な建造物の場合には、市町村や会社などの迎賓館、あるいは応接的な施設に利用され、工場や倉庫の場合には一般住宅に転用したり、コミュニティ・センターや学校、幼稚園に使われている。その用途は、日本人が想像する範囲を超えており、歴史文化遺産の転用も修復的再開発まで容認しているといつて良い。そして、再利用されている建造物は、公共団体所有のものが多く、それは公共団体が歴史文化遺産を再利用することによって、だれもが再利用の手法を理解できることを考えてのことである。

また、上記の歴史文化遺産の活用を拡大することで、歴史文化遺産の修理市場が形成され、地域における雇用機会確保にも繋がっている。身近な歴史文化遺産が各地域にあることから歴史文化遺産の活用が地域の重要な産業となっている。

イタリアでは、1994年に建造物の修理総額と新築総額の割合が逆転して、修理総額の方が多くなった。また、都市の再開発においても、歴史文化遺産の修復が有効であることも認識されている。例えば、ポローニャ市では1960年代のポローニャ旧市街と新市街を対置的に捉えての新市街建設の考えから、70年代には旧市街の修復的再開発に進み、都市の賑わいを取り戻すことに成功した。

さらに、90年代に入ると、歴史文化遺産の保護を環境保全の中であらえるようになっていく。

なお、ここで注意すべきは、ドイツが地域社会における歴史文化遺産の保存を念頭においた複合的対応に転換した時期である。それは、70年代の金融改革やファクトリー・オートメーションへの転換で、経済的成長が鈍化した時期である。また、アメリカ合衆国が歴史文化遺産の保全を通して経済の再活性化に大転換したのも、同じく日米摩擦や金融改革等でリセッションが起きた70年代末から80年代にかけてである。文化・経済的に相互依存が進む今日では、「雁行理論」は、文化の世界においても当然成立するものと考えられる。

日本の建築市場の動向に関しても、村上・伊香賀研究室（東京大学生産技術研究所）報告によると、今後の建築市場は新築市場中心から修理市場中心に向かい、2050年には、新築1に対して、修理は9の割合になるという。また、本年には「循環型社会形式推進基本法」や「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等資源の持続的利用を目的とした法律が整備された。今後、社会資本の有効な活

用促進が図られるなど、我が国においても装置としての建築物から文化を育むストックに大転換する時期が来ている。

3．歴史文化遺産の活用とまちづくりの関係

(1) 歴史文化遺産を活かしたまちづくり関連制度の変遷

諸外国の事例で見たように歴史文化遺産の利活用を促進するには、歴史文化遺産を活かしたまちづくりへの発展が重要である。本章では、わが国の取り組みを整理する。

歴史的集落及びまちなみの保存についての国民の関心は、昭和30年代以降の高度経済成長に伴う社会経済状況の変動と共に勃興し、昭和40年代に顕著となった。昭和41年には「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が成立し、京都・奈良・飛鳥・鎌倉等の歴史的風土の保存事業が始まった。また、この頃に、金沢市伝統景観保存条例、高山市の三之町保存会や長野県南木曾町の妻籠宿を守る住民憲章制定等、歴史的まちなみ保存について、独自の取り組みが模索された。

その後、昭和50年に文化財保護法が改正され、「伝統的建造物群保存地区」の制度が成立し、同52～53年には文化庁・建設省による「歴史的環境保全市街地整備計画調査」、同53年に、国土庁による「伝統文化都市環境保存整備事業」が開始されるなど、各地の先駆的な取り組みや行政的な準備を踏まえて、法律による保護や全国的な調査に発展していった。また、この年には「全国町並みゼミ」の第1回大会が開催され、昭和55年に日本建築学会による『日本近代建築総覧』が出版されるなど、全国組織の住民団体や学識経験者による重要な提案・報告も提出された。

続いて、昭和57年に、建設省による「歴史的地区環境整備街路事業」、同58年には「HOPE計画調査」、平成2年に芸術文化振興基金による「歴史的集落・町並み保存活用活動」に対する助成が始まり、同4年には、自治省による「地域文化財保全事業」、同5年建設省による「街並み環境整備事業」が発足するなど助成事業の種類が拡大した。また、平成6年に都市計画中央審議会の「快適で質の高いまちづくりのあり方検討委員会」が「歴史・文化に根ざしたまちづくりに向けて」を報告し、これを受けて、建設省は平成8年に「文化を守りはぐくむ地域づくり・まちづくりの基本方針」をまとめ、これまでの建設行政に加えて、「文化」への取り組みを内部目的化し、文化行政との密接な連携を図っていくことを重要な柱とした。保存部局と開発部局が連携しての保存対策が必要との意識が定着しつつある。

また、平成10年、自治省通達「伝統的建造物の敷地に係る固定資産税についての適宜軽減」、平成11年、国土庁の「地域戦略プラン」や住宅金融公庫による「歴史・文化継承住宅融資制度」など、歴史文化遺産について積極的に保存を図ろうとする施策が充実してきている。

このように、歴史文化遺産の保護及び活用の機運は拡大し、最近では地域において保存・伝承されてきた歴史文化的建造物・記念物・地域の伝統的な芸能や風

俗などの伝統文化に対する関心が高まるなど、歴史文化遺産を活かしたまちづくりの進展が期待されている。

(2) 歴史文化遺産を活かしたまちづくりの現状

『伝統文化を活かした地域おこしに関する調査報告書（平成12年3月 ㈱三菱総合研究所）』によれば、特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島地域、離島地域（過疎5法）に指定された2,108市町村の調査を行ったところ、歴史文化遺産を地域おこしに活用している事例が「有る」と答えたもの60%、計画中のもの7.5%であった。また、活用している歴史文化遺産の種類は、「祭り、伝統行事、民俗芸能」が883例中358例と最も多く、以下、史跡・名勝・天然記念物198例、歴史文化的建造物141例と続き、3例で約80%を占めるとしている。そして、活用の取り組み主体は、保存会・保存団体が41%を占め、自治体の36.3%を上回っている。

しかし、文化財の部局と地域商工業、農林水産業及び観光産業部局との連携については、「ない」が約80%を占め、歴史文化遺産の利用が必ずしもまちづくり全体と総合的に調整されていない状況を示している。

本年3月に、文化庁は建設省と共同で『文化財を活かした地域づくり』を刊行した。同書では、まちづくりの類型を8つに分けて事例を紹介している。各地域の活用事例から種々の歴史文化遺産を活かしたまちづくりが活発になってきていることが読みとれる。また、文化財の保存・活用に関する国及び県の補助事業の制度として、建設省では、歴史的建造物等活用型再開発事業他28事業、自治省3事業、農林水産省6事業、文化庁10事業、国土庁、運輸省の各事業が記載されている。様々なまちづくりに対応できるように支援策が複合化しつつあり、地域の知恵を活かした各部局の連携が今後ますます重要となっている。

(3) 兵庫県内の現状

兵庫県内の状況を見てみると、例えば、登録文化財である神戸市中央区の旧ユニオン教会のように震災後廃棄された教会堂を個人が買い取り、修理改修の上、店舗として再生した事例や大正期の邸宅をレストランとして再利用を計画しているものなど、建物の特性を生かしつつ再生を図ろうとしている事例が見られる。また、社団法人兵庫県建築士会（まちづくり部会・広報部会）では、まちなみ保存活動を行っている地域を訪問し、地元の保存活動団体や会員と歴史文化遺産を視点に据えたまちづくりのあり方について、勉強会を開催するなどの取り組みを行っている。さらに、まち全体をフィールド・ミュージアムとして位置づけ地元まちづくり協議会と共同してまちづくりを模索している町や、出石町のように国から『文化財を活かしたモデル地域づくり事業』の選定を受けて、伝統的建造物群の調査や明治時代の歌舞伎場の再生を地方公共団体、大学及びボランティアと連携して行っている事例も見られる。

また、ソフト事業の中核を担う各種芸術団体もまちなかに出かけて活動を行っている。例えば、芸術家の団体である「C.A.P」が神戸居留地でアートイベント

を行ったり、本年3月には、神戸アートヴィレッジセンターで、300人以上の受講者を集めて『トヨタアートマネージメント講座神戸セッション』を開催し、アートプロジェクトの立ち上げから実施までの過程を体験する講座を開いている。芸術の表現についての「人、もの(場)、金」の有益な活用方策を自らの手で作るようとしている。

「中町ネットワーク」のように、北播磨地域を中心に各種業態を越えて連携を図っている事例も見られるが、建造物等の施設を扱うハード事業とイベント等のソフト事業の両者を有機的に連携した活動は少ない。これらの諸活動を系統だった活動に活性化するためには、公的制度による支援が喫緊の課題となっている。

4. まちづくり活動から見た歴史文化遺産の活用方策

(1) まちなみ保存活動団体の分析

大阪大学が県内の景観形成活動団体、6団体について、アンケート調査した結果によると、その構成員は、地区内の居住者、権利者及び各種団体の代表者による地縁型4団体、地区内に関係しない個人の自主参加による非地縁型が2団体で、基本的な活動は、学習活動、広報活動、事業や制度推進への参加、ワークショップ等であった。また、団体の指向特性として「事業を絡めた公民の協力による環境整備があげられる」とその分析結果を述べている。

一方、(財)ひょうご21世紀創造協会が「兵庫・町並み保存会議」の参加団体を対象に行ったアンケート調査(平成8年度)によれば、構成員からまちなみ保存をテーマとするまちづくり団体の性格は次の5つの形態に分類できたという。

- 「市民型」 : 特定の地域や建物に愛着をもつ一般市民の集まり。
- 「専門型」 : いずれも建築家のボランティア団体。
- 「住民型」 : 歴史的建造物が多数所在する地区及びその周辺地域の住民を中心とする団体。
- 「自治会型」 : 景観形成地区指定内の居住者・権利者等、自治会会員を中心とする団体。
- 「公益法人型」 : 基金を持ち、その運用益で保存のための活動を行う団体。

これらの団体の役割はおおむね次の5つに集約される。第1は啓発活動で、主に市民型と専門型が担い、第2は行政への働きかけで、専門型、住民型、自治会型が担当していた。第3は技術支援で、専門型の役割となっていた。第4は経済的支援で、公益法人型が支援し、第5は保存事業の実践でこれは各型それぞれの方法で関わりを持っていた。

また、保存運動の発展段階の分析から、一部の人のみがまちなみの価値を知っている局面では、専門型が、次いで市民型の活躍が期待され、運動の効果や社会的ニーズが変化し、理解者が増えると市民型、次いで専門型の役割が重要になる。次に運動の盛り上がりが見られる状態となり行政の関与が必要となると、住民型や自治会型が役割を担い、さらに公的機関の関与が実行される段階になると自治会

型や公益法人へ役割が移ってくると述べられている。

保存活動の契機となる立ち上げの局面では、専門型団体の役割が大きく、活動内容を見ても専門型団体が啓発活動、行政への働きかけ、技術支援など、根幹的な部分を担っていることが判った。

(2) 歴史文化遺産専門技術者の活用形式

兵庫県では、「住民とのパートナーシップのもと、安全に安心して暮らすことができる、魅力ある“人間サイズのまちづくり”に取り組む」ことを基本理念とする「まちづくり基本条例」を平成11年3月に制定した。この条例では“魅力あるまちづくり”を推進するため、「地域の風土、歴史、伝統等の特性を生かした誇りのもてるまちづくり」などを進めることを規定している。

また、平成11年度から（財）兵庫県都市整備協会に、ひょうごまちづくりセンターを設置し、地域に根ざした住民主体のまちづくりを行う住民団体に対し、まちづくり専門家を派遣したり、活動費を助成するなどの支援を行っている。

現在行われているまちづくりは、目的、課題、領域、手段及び組織等について、多種多様な形態を示しているが、ここでは次の3タイプに分類し、それぞれの場合における、まちづくりと歴史文化遺産専門技術者の関わりを整理する。

専門家参画型

まず、地元まちづくり活動団体がいて、総合的なまちづくりプロデューサーと共同してまちづくりをおこなっている事例である。プロデューサーと地元のまちづくり団体とが一帯となって、各専門領域の専門家を招へいしてまちづくりを行っている事例で、歴史文化遺産を活用する場合には、文化財建造物の修理・修復の専門技術者は専門領域の一専門家として参画することになる。

現行のまちづくり活動では、建築家や景観担当など各種専門家が参画して既にこの形式で活動しており、文化財建造物の専門技術者が既存の組織形態に付加される形で新たに参画することになる。多様な課題のある歴史文化遺産の活用に応用される形式である。

専門家提案型

次に、地元まちづくり団体と各専門家が直接結合して活動を行っていく事例である。問題になる視点が複合化していないため、参画型のプロデューサーのような調整者を必要としない規模である。この場合、専門技術者にはプロデューサーとしての素養も要求される。

兵庫県の場合には、このケースが多いと推測され、幅広い技量と知識を有する専門技術者の養成を必要としている。

未活性型

さらに、まちづくり活動が行われていない事例である。この場合は、新た

に歴史文化遺産の活用を推進する専門家の制度を発足させても直ちには参画が難しい事例と考えられる。

現状を概観すると、まちづくり活動が活性化しているところでも、専門的な視点から見ると歴史文化遺産が多数あるが、それをどのように利用すれば良いか地元側からの発信がなく、歴史文化遺産を活用していく住民の社会的同意を醸成していく必要のある地域もある。それ故、歴史文化遺産の発見とその価値の広報に重点を置いた施策をとる必要もある。

(3) 歴史文化遺産支援組織の活用形式

地元住民の活動団体や歴史文化遺産の所有者を支援する組織として、規模と地縁特性から地縁型と非地縁型の2形態が想定される。

地縁型の支援組織は、街区や町程度の広さを活動範囲とする組織と想定され、濃密な地縁を有効に活用して地元住民と歴史文化遺産の活用を推進する専門家が共同して支援していくものである。また、非地縁型の支援組織とは、県若しくは「県民局」程度の広がりを持ち、歴史文化遺産の活用を推進する専門家を包含する団体を組織し、その組織が住民支援をしていく形態である。

住民団体の活動には、公共団体と協調しながら歴史文化遺産の活用、自然環境の保全・継承及び生き生きとした人づくりとを一体的に進めようとする事例も出始めているなど、まちづくりのテーマは多岐にわたる。また、対立する利害間の調整が必要となる場合もあり、まちづくり活動を支援するためには、高度な専門的調整能力が重要となってきた。この傾向は今後より顕著となることが明白である。このため、非地縁型専門家団体の形成が期待される。

そのような要請に対応できる非地縁型専門家団体の形態は、各専門職を包含する大規模な総合団体もしくは各専門集団のネットワーク型団体となるであろう。

「ひょうごまちづくりセンター」では、まちづくり専門家の人材バンクを既に設置しており、今後は、ひょうごまちづくりセンターの機能強化や各専門集団の育成及びそのネットワークの形成が必要である。

5 . ヘリテージ・マネージャー制度の導入

(1) ヘリテージ・マネージャーの養成方策

まちづくりにおいて歴史文化遺産を利活用して、私有財産である「私の資産」を「地域の財産」に転化させていくには、歴史文化遺産を活用することによる具体的な資産価値の増大を提言できる能力が要請される。それ故、歴史文化遺産を利活用する者には、独創的なアイデアや市場の動向に敏感な能力が要求される。

まちづくりの活動の実態を踏まえると、歴史文化遺産の活用を推進するヘリテージ・マネージャーとして、次の3者を想定できる。

歴史文化遺産の保存修復に関する技術を有する専門家

歴史文化遺産を活用したまちづくりについて、総合的な調整のできるプロデューサー

歴史文化遺産を活用していくため、住民の同意を醸成するための歴史文化遺産サポーターとも言うべき歴史文化遺産の理解者

これら3者を「兵庫県ヘリテージ・マネージャー（歴史文化遺産活用活性化推進委員）」と称する。

この3種のヘリテージ・マネージャーを養成するために、建造物の設計に携わっている建築士、都市計画コンサルタントを始め、地域の環境整備を担っている専門家等や学生、文化財に興味を持っている人々を対象として、歴史文化遺産の保存と活用に関する考え方・具体的な技術の修得に関する講習を実施し、歴史文化遺産が特殊なものではなく、一般に受け入れられるものとなるようにする必要がある。また、歴史文化遺産の利用を促進するため、アート・マネジメントやまちづくりコンサルタントなどの幅広いまちづくり活動を行っている人々にも講習を実施し、総合的で斬新な活用方法を提言しえるプロデューサーの能力を養成する必要がある。

上記の要望を充足する講習課程として次の3つのものが考えられる。

建築士に対し、歴史文化遺産の調査法及び修復設計手法、歴史文化遺産を活用したまちづくりマネジメントに係る専門講習

アート・マネージャーやまちづくりコンサルタント等住民団体の様々なまちづくり活動を支援している者に対し、歴史文化遺産の見方、歴史文化遺産を活用したまちづくりマネジメントに係る専門講習

文化財に対し興味を持っている人に、歴史文化遺産の見方及び歴史文化遺産を活用したまちづくりの魅力等についての講習

受講時間及び方法について、社団法人兵庫県建築士会（まちづくり部会・広報部会）の会員に対する調査を行った結果、勤務しながら受講するため、最長1年間、月当たり1日程度の出席が限界であるとの意見が多数であった。講習を効果的に進めるには、講義形式及び現場演習の他にインターネットの利用による在宅研修を含めた講習方法を検討すべきであろう。

また、講習時間が少ないため、受講後も研鑽を積めるように、学識経験者等による受講者支援システムを検討する必要がある。

(2) ヘリテージ・マネージャーの活用促進策

講習を受けた者の活動が行政の施策に反映するように、受講者に対して一定の地位の付与を考えるべきである。

諸外国の文化財建造物の資格制度を調査したところでは、業務独占資格に該当

する制度はない。一部の国で公的称号資格を付与しているところがあるが、大半は文化財建造物修理コースの受講と実績による現状追認である。地方公共団体としては、登録による緩やかな制度が適当であろう。

その場合、文化財担当が所属する各市町教育委員会には、建造物の専門職がないので、市町長部局のまちづくり担当部局との連携を図るべきであり、それらの部局との連携の上で登録者の提言が活用できるように県教育委員会としては助言するとともに、県教育委員会も担当部局との連携方策を図る必要がある。

また、歴史文化遺産を活かしたまちづくりへの参加を促進するため、県教育委員会が受講修了者をヘリテージ・マネージャーとして登録し、登録人材バンク情報を「ひょうごまちづくりセンター」などに提供し、生活空間の整備に繋がるまちづくりと歴史文化遺産の保全・活用の連携を強化することが必要である。

また、ヘリテージ・マネージャーが登録文化財の修理に携わる機会が増えるように、登録文化財の所有者には、国庫補助事業による設計監理費補助の活用を推奨すべきである。

なお、非地縁型の専門家団体の活用が重要であることは、前述の通りであるが、登録人材バンクを有効に活用して非地縁型支援団体を組織化するには、登録文化財の発見等市場拡大に繋がる諸活動について、県教育委員会としても積極的な促進策を講ずるべきである。

6. 提 言

21世紀を迎える世界は、IT革命を通して益々ボーダーレスになるとともに世界市場における競争の時代を迎えている。一方、生活が画一化するなど、国際的な基準が地域や国家の規範に影響を与えている。そのため、地域固有の価値が相対的に個人や集団の意識形成に重要性を増してきた。自己のアイデンティティの確立には、客観的な指標を示す歴史的な事物を通しての自己目標の設定や人々との交流を通しての自己確認が必要である。

また、震災を経験した兵庫県で明白となったように、阪神・淡路大震災後の住民の意識調査から高齢者が生活環境の連続、歴史的なまちなみに愛着を示すなど、高齢社会では、文化の継承を具現する生活環境の保全がより重要になっている。そして、持続可能な循環型社会では、歴史文化遺産をストックとして有効に活用することが社会・経済的にも求められていることは前述したとおりである。

このような社会的要請を深慮して、循環型社会における歴史文化遺産の活用方策について、当委員会は検討結果を以下の様に提言する。

(1) ヘリテージ・マネージャーを養成すること

建築士に対する修復専門家の養成、アート・マネージャーやまちづくりコンサルタント等に対するプロデューサー養成及び歴史文化遺産支援者の養成を図る「ヘリテージ・マネージャー養成講習会」を開催すべきである。

(2) ヘリテージ・マネージャーの名称を付与し、歴史文化遺産の積極的な活用を

図ること

「ヘリテージ・マネージャー養成講習会」を修了した者に「ヘリテージ・マネージャー」の名称を付与し、県教育委員会が登録すべきである。

また、歴史文化遺産の積極的な活用を図るため、各市町教育委員会とも連携し、登録者の提言を活用できるように調整すべきである。

- (3) ヘリテージ・マネージャーのネットワークを形成し、人材バンクの創設を図ること

県教育委員会は、インターネットに登録者の実績を掲載し、まちづくり団体や県民等が積極的に活用できるように人材バンクを整備すべきである。

また、登録者による情報交換、支援のための学識経験者による委員会を設立し、各団体の連携を支援すべきである。

- (4) ヘリテージ・マネージャーのまちづくりへの参加を推進すること

ひょうごまちづくりセンター等まちづくり関係機関等に積極的に登録者の情報を提供し、ヘリテージ・マネージャーがまちづくり活動に参画できるように積極的に関係部局に働きかけるとともに、まちづくり活動を行う住民団体にはまちづくり支援事業の適用を受けるように助言すべきである。

- (5) ヘリテージ・マネージャーに対して、歴史文化遺産に係る調査研究を委嘱すること

歴史文化遺産を主体とした修理市場の拡大には、まちづくりの行われていない地域の活性化が喫緊の課題であり、それには歴史文化遺産の発見が重要である。

- (6) ヘリテージ・マネージャーにより構成された団体の活動について、支援方策を図ること

登録文化財の設計監理費国庫補助事業を活用して、ヘリテージ・マネージャーを積極的に登用できるように所有者等に働きかけるべきである。

- (7) 将来の目標として、登録文化財の積極的な推進のため、国や各都道府県には、ヘリテージ・マネージャー制度について、制度創設や支援を働きかけること。